

四半期報告書

(第94期第3四半期)

長瀬産業株式会社

四半期報告書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

頁

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	3
3 【関係会社の状況】	3
4 【従業員の状況】	3
第2 【事業の状況】	4
1 【販売の状況】	4
2 【経営上の重要な契約等】	4
3 【財政状態及び経営成績の分析】	4
第3 【設備の状況】	10
第4 【提出会社の状況】	11
1 【株式等の状況】	11
2 【株価の推移】	22
3 【役員の状況】	22
第5 【経理の状況】	23
1 【四半期連結財務諸表】	24
2 【その他】	39
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	40

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成21年2月12日

【四半期会計期間】 第94期第3四半期(自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)

【会社名】 長瀬産業株式会社

【英訳名】 NAGASE & CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 長瀬 洋

【本店の所在の場所】 大阪市西区新町1丁目1番17号

【電話番号】 (06) 6535-2081

【事務連絡者氏名】 経理部統括 古川方理

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋小舟町5番1号

【電話番号】 (03) 3665-3103

【事務連絡者氏名】 経理部統括 古川方理

【縦覧に供する場所】 長瀬産業株式会社 東京本社
(東京都中央区日本橋小舟町5番1号)
長瀬産業株式会社 名古屋支店
(名古屋市中区丸の内3丁目14番18号)
株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜1丁目8番16号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第94期 第3四半期 連結累計期間	第94期 第3四半期 連結会計期間	第93期
会計期間	自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 12月31日	自 平成20年 10月 1日 至 平成20年 12月31日	自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日
売上高 (百万円)	574,971	190,349	764,755
経常利益 (百万円)	13,361	3,511	24,823
四半期(当期)純利益 (百万円)	6,018	312	10,005
純資産額 (百万円)	—	199,058	208,377
総資産額 (百万円)	—	414,317	419,869
1株当たり純資産額 (円)	—	1,487.02	1,559.97
1株当たり四半期 (当期)純利益 (円)	46.81	2.43	77.86
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益 (円)	46.81	—	77.79
自己資本比率 (%)	—	46.1	47.8
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	12,550	—	△2,586
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△9,776	—	△7,009
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	1,236	—	10,738
現金及び現金同等物の 四期末(期末)残高 (百万円)	—	24,303	23,486
従業員数 (人)	—	4,531	4,335

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 第94期第3四半期連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社及び当社の関係会社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成20年12月31日現在

従業員数(人)	4,531
---------	-------

(注) 従業員数は就業人員数を記載しております。なお、取締役兼務を除く執行役員は、従業員数に含めて記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成20年12月31日現在

従業員数(人)	966
---------	-----

(注) 従業員数は就業人員数を記載しております。なお、取締役兼務を除く執行役員は、従業員数に含めて記載しております。

第2 【事業の状況】

1 【販売の状況】

「3 財政状態及び経営成績の分析 (1)業績の状況」および「第5 経理の状況 1 四半期連結財務諸表注記事項(セグメント情報)」を参照願います。

2 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等は行われておりません。

3 【財政状態及び経営成績の分析】

当年度は四半期報告制度の導入初年度であるため、「(1)業績の状況」において比較、分析に用いた前年同四半期数値は、独立監査人による四半期レビューを受けておりません。

(1) 業績の状況

当第3四半期連結会計期間のわが国経済は、自動車、電機・電子業界をはじめとする急激な減産の動きが、素材、設備関連の企業にも波及し、景気が急速に悪化しました。また世界経済においても、金融危機の更なる深刻化によって欧米では景気の悪化が顕著となり、アジアでも減速の度合いが強まっております。今後、株式・為替市場の大幅な変動が、さらに景気を下押しする懸念があります。

このような状況のもと、当第3四半期連結会計期間の業績は、国内販売は1,000億4千万円と前年同期に比べ127億2千万円(△11.3%)の減収、海外販売が903億円と前年同期に比べ39億円(+4.5%)の増収となり、売上高は1,903億4千万円と前年同期に比べ88億1千万円(△4.4%)の減収となりました。

利益面につきましては、製造子会社における原材料価格の上昇による製造原価の増加や棚卸資産の評価損の計上などにより、売上総利益は184億7千万円と前年同期に比べ26億7千万円(△12.7%)の減益となりました。営業利益は退職給付会計における数理計算上の差異の償却などにより一般管理費が増加し、30億6千万円と前年同期に比べ36億6千万円(△54.4%)の減益、経常利益は35億1千万円と前年同期に比べ35億2千万円(△50.1%)の減益となりました。また、特別損失に投資有価証券評価損を計上したことなどにより、四半期純利益は3億1千万円となり、前年同期に比べ39億2千万円(△92.6%)の減益となりました。

事業の種類別セグメントの業績は、次のとおりであります。

① 化成品

化成品につきましては、景気悪化の影響を受け、ウレタン原料、樹脂原料・添加剤、塗料原料などを扱う機能化学品事業、有機合成原料を幅広く取り扱うスペシャリティケミカル事業の売上が減少しました。一方、染料・顔料などをはじめとする「色」に関連した商品を取り扱う色材事業の販売は、香港・台湾を含むいわゆるグレーターチャイナ地域で拡大しましたが、化成品全体としては売上が減少しました。

この結果、売上高は632億8千万円と前年同期に比べ、66億3千万円(△9.5%)の減収となりました。営業利益は11億円と前年同期に比べ11億8千万円(△51.8%)の減益となりました。

② 合成樹脂

合成樹脂につきましては、海外での販売がアセアン地域で微減となりましたが、グレーター・チャイナ地域では増加しました。一方、国内においては精密機器・電子機器用途の売上が大きく減少し、自社製品を含む建材および包装資材用途の売上も減少しました。これまで好調を維持してきた自動車関連用途の売上も減少に転じたため、合成樹脂全体としての売上は減少しました。

この結果、売上高は703億9千万円と前年同期に比べ、45億2千万円 ($\triangle 6.0\%$) の減収となりました。営業利益は10億7千万円と前年同期に比べ9億5千万円 ($\triangle 47.2\%$) の減益となりました。

③ 電子

電子につきましては、変性エポキシ樹脂関連や薬液、半導体後工程関連材料などの売上が低調に推移しましたが、光学フィルム等の液晶用部材の売上が大幅に増加したほか、自社製表面検査装置の販売も伸びた結果、全体として売上は増加しました。

この結果、売上高は408億2千万円と前年同期に比べ、16億3千万円 (+4.2%) の増収となりましたが、利益率の低下などにより営業利益は5億5千万円と前年同期に比べ13億3千万円 ($\triangle 70.6\%$) の減益となりました。

④ ライフサイエンス

ライフサイエンスにつきましては、化粧品・健康食品の販売を行うビューティケア事業の売上は減少しましたが、ファインケミカル事業は検査薬・試薬ビジネスなどの販売が好調に推移したため、全体として売上は増加しました。

この結果、売上高は154億8千万円と前年同期に比べ、8億円 (+5.5%) の増収となりましたが、営業利益は1億9千万円と前年同期に比べ2億6千万円 ($\triangle 58.0\%$) の減益となりました。

⑤ その他

その他につきましては、前連結会計年度にポータブルDVDプレーヤー等の自主回収を開始し販売を停止しました。

この結果、売上高は3億6千万円となり、営業利益は5千万円となりました。

所在地別セグメントの業績は、次のとおりであります。

① 日本

景気悪化の影響による化成品全般の売上の減少や、合成樹脂における精密機器・電子機器用途の売上が減少したことなどにより、売上高は1,135億8千万円と前年同期に比べ160億8千万円 ($\triangle 12.4\%$) の減収、営業利益は退職給付会計における数理計算上の差異の償却などにより一般管理費が増加したため、7億5千万円と前年同期に比べ31億6千万円 ($\triangle 80.8\%$) の減益となりました。

② 北東アジア

華南地区での化成品事業、及び電子事業が好調に推移し、売上高は440億3千万円と前年同期に比べ63億円 (+16.7%) の増収となりました。営業利益は棚卸資産の評価損の影響などにより、15億3千万円と前年同期に比べ7千万円 ($\triangle 4.8\%$) の減益となりました。

③ 東南アジア

化成品事業、合成樹脂事業は前年並みとなりましたが、シンガポールを中心に電子事業が伸張したため、売上高は228億3千万円と前年同期に比べ5億1千万円(+2.3%)の増収となりました。営業利益は合成樹脂事業の利益が減少したことから5億5千万円と前年同期に比べ2億9千万円(△34.4%)の減益となりました。

④ 北米

化成品事業及び自動車関連中心の合成樹脂事業の販売がともに減少したため、売上高は52億1千万円と前年同期に比べ3億9千万円(△7.0%)の減収となりました。営業利益は8千万円と前年同期に比べ4千万円(+97.1%)の増益となりました。

⑤ 欧州

電子事業の販売は減少しましたが、化成品事業、合成樹脂事業、ライフサイエンス事業が伸長したことにより、売上高は46億7千万円と前年同期に比べ8億3千万円(+21.9%)の増収となりました。営業利益は1億2千万円と前年同期に比べ1億4千万円(△54.2%)の減益となりました。

(2) 財政状態の分析

総資産は、売上の急激な落込みによる在庫の増加や有形固定資産の取得による増加等がありました。株価の下落による投資有価証券の含み益の減少等により、4,143億1千万円となり、前連結会計年度末に比べ55億5千万円減少しました。

負債は、繰延税金負債の減少がありましたが、期末日休日要因による仕入債務の増加や長期借入金の増加等により、2,152億円5千万円となり、前連結会計年度末に比べ37億6千万円増加しました。

純資産は、四半期純利益を計上したものの、その他有価証券評価差額金や為替換算調整勘定が減少したこと等により、1,990億5千万円となり、前期末に比べ93億1千万円減少しました。

以上の結果、自己資本比率は前期末の47.8%から1.7ポイント低下し、46.1%となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

営業活動によるキャッシュ・フローは、法人税等の支払等でしたが、税金等調整前四半期純利益や減価償却費の計上等により3億6千万円の収入となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、主に製造子会社における土地、建物、機械装置等の有形固定資産の取得による支出が29億4千万円あったことなどにより、35億7千万円の支出となりました。

また、財務活動によるキャッシュ・フローは、配当金の支払でしたが、短期借入金が増加したことなどにより、52億8千万円の収入となりました。

これらの結果、当第3四半期連結会計期間末の現金及び現金同等物の残高は、243億円となりました。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間において、当連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更はありませんが、事業環境の急激な悪化に対応するため、投資案件については投資時期や規模等に関して厳しく見直しを行うほか、棚卸資産の販売可能性の検討や債権回収・保全に重点を置いた事業リスク管理を強化しております。

また、事業基盤の弱い既存事業で環境変化の影響が著しいものについて、将来性の観点から選択と集中を加速させております。

(財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針)

当社は、以下のように財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めています。

① 基本方針の内容

当社は、上場会社である以上、株主は原則として株式の自由な取引を通じて決まるものであり、株式会社の支配権の移転を伴う大規模買付行為の提案に応じるか否かも最終的には個々の株主の意思に基づき行われるべきものと考えております。かかる観点から、当社としては、企業価値向上に邁進することこそが本分であり、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者を当社自身の判断で定めるべきではないと考えております。

しかし、ときに市場においては、企業価値向上のために誠実な取組みをしている当社の価値が正当に評価されない状況が生じることも考えられます。株式の大規模買付行為の中には、かかる状況に乘じ、その目的等から見て短期的利益だけを求め、当社の企業価値及び株主共同の利益を毀損するものもあり得るところであります。

当社は、このような当社の企業価値及び株主共同の利益を毀損するような大規模買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

② 基本方針実現のための取組み

a. 基本方針の実現に資する取組み

当社は、当社の企業価値を向上し、上記基本方針を実現するため、平成18年4月より、3カ年の中期経営計画「WIT2008」を実施しております。この「WIT2008」の策定に際しては、当社グループが将来目指す姿として、1)持続的な成長を可能にする強固な事業基盤を維持、拡大し続けている、2)戦略的に集積した技術を生かした独自の事業形態を持っていると市場から認識されている、3)ナガセの機能が付加価値を生んでいる「ナガセ主導型事業」の占める割合が高まっている、4)CSR（企業の社会的責任）を重視した経営を行っている、等のあるべき姿を想定いたしました。

そして、この「WIT2008」の3カ年を「持続的成長への体質強化」を行う期間として明確に位置付け「攻め」と「守り」の双方のバランスをとりながら、ともに強化していくことを定めました。

「攻め」の戦略といたしましては、「事業ポートフォリオ戦略の深化」を掲げております。具体的には、今日までに築いてきた国内外における事業基盤の拡大、新たな機能と事業基盤の構築につなげるための重点分野への積極投資、グループ製造会社製品や高付加価値ビジネスの比率を上げると同時に効率性の追求、不採算事業の見直しを継続的に行うことによる高収益への体質改善を行ってまいります。

「守り」の戦略といたしましては、内部管理体制の強化に注力し、連結経営体制を含むコーポレート・ガバナンス体制の整備、健全な財務体質の維持及びリスク・マネジメントの徹底を掲げております。当社のコーポレート・ガバナンス体制においては、以前より経営理念として「誠実に正道を歩む」を掲げており、経営における「迅速な意思決定と実行」及び「透明性の確保」を重要視しております。こうした観点から、平成13年に執行役員制度を導入し、取締役会を「経営方針・戦略の意思決定機関及び業務執行を監督する機関」として明確に位置づけるとともに、平成16年より社外取締役を招聘しております。

利益配分に関する方針といたしましては、企業体質の一層の充実強化と収益力の向上を図り、株主の皆様へ安定的な配当を継続して行うことを基本とした上で、将来の成長に向けた中長期的な資金需要見通しや連結業績動向を総合的に勘案し、配当を行っていく方針です。また、内部留保した資金の使途につきましては、今後の事業活動ならびに経営基盤の強化に有効活用していく考えであります。

以上のとおり、経営の効率性とともにその透明性をも高め、株主、顧客、取引先、社員、地域社会等のステークホルダーの皆様との円滑な関係を構築し、企業価値の向上を更に図ってまいります。

b. 基本方針に照らして不適切な者が支配を獲得することを防止するための取組み

当社は上場会社として当社株式の自由な売買を原則として認めるべきであると考えており、当社取締役会の賛同を得ずに行われる大規模買付行為（いわゆる「敵対的買収」）であっても、これを一概に否定するものではありません。また、当社の支配権の移転を伴う当社株式の買付行為に応じるか否かも、個々の株主によって判断されるべき事項であると認識しておりますし、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者を当社自身が定めるべきであるとは考えておりません。

もっとも、株式の大規模買付行為の中には、大規模買付者の示した条件が当社の本源的価値を適正に反映しないもの、株主、顧客、取引先、社員、地域社会等のステークホルダーの皆様との円滑な関係の中長期的な確保が失われる可能性のあるもののほか、その目的等から見て企業価値及び株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、当社取締役会や株主が株式の大規模買付行為の内容等について検討しあるいは当社取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの等、当社の企業価値及び株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

そのような中で、外部者である買収者から、大規模買付けの提案を受けた際には、上記の諸点のほか、当社グループの有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果その他の当社グループの企業価値を構成する要素等、様々な要素を適切に把握した上で、当該大規模買付行為が当社グループの企業価値及び株主共同の利益に及ぼす影響を判断する必要があります。

かかる事情を背景に、当社取締役会は、大規模買付行為を行おうとする者が現れた際に、当該大規模買付行為に応じるか否かを個々の株主が判断するための情報と時間及び当社取締役会が株主の皆様に代替案を提示等するための情報と時間を確保し、また、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能として、大規模買付行為のうち当社グループの企業価値及び株主共同の利益に資さないものを可及的に排除するため、そのような大規模買付行為を抑止するための枠組みを構築することが必要不可欠であると判断いたしました。従って、前記の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）を平成19年5月28日開催の取締役会及び平成19年6月27日開催の第92回定時株主総会の決議に基づき導入いたしました。

本プランは、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保し向上させることを目的として、大規模買付行為が行われる場合に、大規模買付者に対し、事前に当該大規模買付行為等に関する情報の提供を求め、当社が、当該買付け等についての情報収集・検討等を行う期間を確保した上で、株主の皆様に当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、大規模買付者との交渉等を行っていくための手続を定めています。

かかる手続が遵守されなかった場合には、取締役会の判断で新株予約権無償割当等の対抗措置を講じことがあります。当該対抗措置の発動により、結果的に手続を遵守しない大規模買付者に、経済的損害を含む何らかの不利益を発生させる可能性があります。他方、手続が遵守されている場合は、原則として対抗措置は講じませんが、当該大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に反すると認められる場合には、新株予約権無償割当等の対抗措置を講じことがあります。

③ 具体的取組みに対する当社取締役の判断及びその理由

当社の中期経営計画「WIT2008」は、当社の企業価値及び株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであります。また、本プランは、取締役会によって恣意的に判断されることを防止するため、独立委員会を設置し、独立委員会の勧告を最大限尊重することを定めており、取締役の地位の維持を目的とするものではなく、いずれも当社の基本方針に沿うものであると考えております。

(5) 研究開発活動

当第3四半期連結会計期間の研究開発費の総額は8億1千万円であります。研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期連結会計期間において、第2四半期連結会計期間末に計画中であった重要な設備の新設、除去等について、重要な変更並びに重要な設備計画の完了はありません。

また、当第3四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除去等はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	346,980,000
計	346,980,000

② 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成20年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成21年2月12日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	138,408,285	138,408,285	東京証券取引所 (市場第一部) 大阪証券取引所 (市場第一部)	単元株式数 1,000株
計	138,408,285	138,408,285	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

新株予約権

株主総会の特別決議日（平成16年6月29日）	
	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数（個）	238（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 1,000株
新株予約権の目的となる株式の数（株）	238,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株当たり1,023（注）2
新株予約権の行使期間	平成18年8月1日～平成21年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	1株当たり発行価格 1,023 1株当たり資本組入額 512
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者は、当社就業規則による懲戒解雇および諭旨解雇ならびにこれに準じた事由に伴う退任または退職の場合、新株予約権を行使できないものとする。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の相続は認めない。</p> <p>新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。</p> <p>新株予約権者は権利行使する日の前日の当社株式普通取引の東京証券取引所における終値が1株当たりの払込金額に1.2を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）を上回っている場合に限り、当社に対し権利行使の申し込みを行うことができる。</p> <p>その他の条件については、当社と対象者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算定方式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割(又は併合)の比率}$$

2 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後、当社が時価を下回る価額で新株式の発行（ただし、時価発行として行う公募増資ならびに新株予約権および新株予約権証券の行使に伴う株式の発行を除く）を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{1\text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

株主総会の特別決議日（平成17年6月28日）	
	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数（個）	713（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 1,000株
新株予約権の目的となる株式の数（株）	713,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株当たり1,169（注）2
新株予約権の行使期間	平成19年8月1日～平成22年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	1株当たり発行価格 1,169 1株当たり資本組入額 585
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者は、当社就業規則による懲戒解雇および諭旨解雇ならびにこれに準じた事由に伴う退任または退職の場合、新株予約権を行使できないものとする。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の相続は認めない。</p> <p>新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。</p> <p>新株予約権者は権利行使する日の前日の当社株式普通取引の東京証券取引所における終値が1株当たりの払込金額に1.2を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）を上回っている場合に限り、当社に対し権利行使の申し込みを行うことができる。</p> <p>その他の条件については、当社と対象者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

（注）1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算定方式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割(又は併合)の比率}$$

2 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後、当社が時価を下回る価額で新株式の発行（ただし、時価発行として行う公募増資ならびに新株予約権および新株予約権証券の行使に伴う株式の発行を除く）を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{1\text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

株主総会の特別決議日（平成18年6月28日）	
	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数（個）	781（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 1,000株
新株予約権の目的となる株式の数（株）	781,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株当たり1,510円（注）2
新株予約権の行使期間	平成20年8月1日～平成23年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	1株当たり発行価格 1,510 1株当たり資本組入額 755
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者は、当社就業規則による懲戒解雇および諭旨解雇ならびにこれに準じた事由に伴う退任または退職の場合、新株予約権を行使できないものとする。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の相続は認めない。</p> <p>新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。</p> <p>新株予約権者は権利行使する日の前日の当社株式普通取引の東京証券取引所における終値が1株当たりの払込金額に1.2を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）を上回っている場合に限り、当社に対し権利行使の申し込みを行うことができる。</p> <p>その他の条件については、当社と対象者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。</p> <p>① 合併（当社が消滅する場合に限る。） 合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社</p> <p>② 吸収分割 吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社</p> <p>③ 新設分割 新設分割により設立する株式会社</p> <p>④ 株式交換 株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社</p> <p>⑤ 株式移転 株式移転により設立する株式会社</p>

(注) 1 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、1,000株とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数について行われ、調整により生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

- 2 当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、新株予約権の行使に際して払込をすべき 1 株当たりの金額（以下「行使価額」という。）は、株式分割または株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求。）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換または行使の場合を除く。）、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込価額}}{1 \text{ 株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

株主総会の特別決議日（平成19年6月27日）	
	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数（個）	419（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 1,000株
新株予約権の目的となる株式の数（株）	419,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株当たり1,647（注）2
新株予約権の行使期間	平成21年8月1日～平成24年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合 の株式の発行価格及び資本組入額（円）	1株当たり発行価格 1,647 1株当たり資本組入額 824
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者は、当社就業規則による懲戒解雇および諭旨解雇ならびにこれに準じた事由に伴う退任または退職の場合、新株予約権を行使できないものとする。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の相続は認めない。</p> <p>新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。</p> <p>新株予約権者は権利行使する日の前日の当社株式普通取引の東京証券取引所における終値が1株当たりの払込金額に1.15を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）を上回っている場合に限り、当社に対し権利行使の申し込みを行うことができる。</p> <p>その他の条件については、当社と対象者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	<p>組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。</p> <p>① 合併（当社が消滅する場合に限る。） 合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社</p> <p>② 吸収分割 吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社</p> <p>③ 新設分割 新設分割により設立する株式会社</p> <p>④ 株式交換 株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社</p> <p>⑤ 株式移転 株式移転により設立する株式会社</p>

(注) 1 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、1,000株とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数について行われ、調整により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

- 2 当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、新株予約権の行使に際して払込をすべき1株当たりの金額（以下「行使価額」という。）は、株式分割または株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求。）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換または行使の場合を除く。）、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込価額}}{1 \text{ 株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

株主総会の特別決議日（平成20年6月26日）	
	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数（個）	421（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 1,000株
新株予約権の目的となる株式の数（株）	421,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株当たり1,114円（注）2
新株予約権の行使期間	平成22年8月1日～平成25年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	1株当たり発行価格 1,114 1株当たり資本組入額 557
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者は、当社就業規則による懲戒解雇および諭旨解雇ならびにこれに準じた事由に伴う退任または退職の場合、新株予約権を行使できないものとする。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の相続は認めない。</p> <p>新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。</p> <p>新株予約権者は権利行使する日の前日の当社株式普通取引の東京証券取引所における終値が1株当たりの払込金額に1.2を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）を上回っている場合に限り、当社に対し権利行使の申し込みを行うことができる。</p> <p>その他の条件については、当社と対象者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。</p> <p>① 合併（当社が消滅する場合に限る。） 合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社</p> <p>② 吸収分割 吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社</p> <p>③ 新設分割 新設分割により設立する株式会社</p> <p>④ 株式交換 株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社</p> <p>⑤ 株式移転 株式移転により設立する株式会社</p>

(注) 1 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、1,000株とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数について行われ、調整により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

- 2 当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、新株予約権の行使に際して払込をすべき1株当たりの金額（以下「行使価額」という。）は、株式分割または株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求。）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換または行使の場合を除く。）、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込価額}}{1 \text{ 株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減額 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成20年10月1日 ～ 平成20年12月31日	—	138,408,285	—	9,699	—	9,634

(5) 【大株主の状況】

当第3四半期会計期間において、シルチェスター・インターナショナル・インベスタートーズ・リミテッドから、平成20年10月28日付で関東財務局長宛に提出した大量保有報告書の写しの送付があり、下記のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第3四半期会計期間末における実質所有状況の確認ができません。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
シルチェスター・インターナショナル・インベスタートーズ・リミテッド	英国ロンドン ダブリュー1ジェイ 6ティーエル、ブルトン ストリート1、タイムアンドラ イフビル5階	6,926	5.00

なお、同社から、平成21年1月14日付で関東財務局長宛に提出した変更報告書の写しの送付があり、下記のとおり株式を保有している旨の報告を受けております。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
シルチェスター・インターナショナル・インベスタートーズ・リミテッド	英国ロンドン ダブリュー1ジェイ 6ティーエル、ブルトン ストリート1、タイムアンドラ イフビル5階	8,367	6.05

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、実質株主が把握できず、記載することができませんので、直前の基準日である平成20年9月30日の株主名簿により記載しております。

① 【発行済株式】

平成20年12月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	（自己保有株式） 普通株式 9,803,000 (相互保有株式) 普通株式 129,000	—	権利内容に何ら限定のない 当社における標準となる株式
完全議決権株式（その他）	普通株式 127,889,000	127,889	同上
単元未満株式	普通株式 587,285	—	同上
発行済株式総数	138,408,285	—	—
総株主の議決権	—	127,889	—

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が3,000株含まれております。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数が3個含まれております。

2 「単元未満株式」欄の普通株式に含まれている自己保有株式及び相互保有株式は次のとおりであります。

自己保有株式	514 株
相互保有株式	
キヨーラク(株)	591 株

② 【自己株式等】

平成20年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 長瀬産業(株)	大阪市西区新町 1丁目1番17号	9,803,000	—	9,803,000	7.08
(相互保有株式) キヨーラク(株)	大阪市中央区瓦町 2丁目3番10号	129,000	—	129,000	0.09
計	—	9,932,000	—	9,932,000	7.18

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	1,158	1,269	1,251	1,144	1,132	1,031	984	898	880
最低(円)	1,005	1,047	1,065	1,015	981	931	750	720	743

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、当第3四半期連結会計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年12月31日まで）については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成20年8月7日内閣府令第50号）附則第7条第1項第5号ただし書きにより、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第3四半期連結会計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人により四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	24,303	23,490
受取手形及び売掛金	※6 234,029	231,823
商品及び製品	44,195	38,705
仕掛品	1,589	1,103
原材料及び貯蔵品	2,956	3,138
その他	12,163	13,319
貸倒引当金	△2,462	△1,964
流動資産合計	316,775	309,615
固定資産		
有形固定資産	※1, ※2 39,416	※1, ※2 35,837
無形固定資産	※5 2,978	※5 3,375
投資その他の資産		
投資有価証券	※2 47,834	※2 62,546
その他	7,689	8,824
貸倒引当金	△377	△329
投資その他の資産合計	55,146	71,041
固定資産合計	97,541	110,254
資産合計	414,317	419,869
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	※6 143,500	134,864
短期借入金	24,318	24,348
未払法人税等	3,103	4,342
引当金	2,196	3,728
その他	15,444	16,653
流動負債合計	188,562	183,937
固定負債		
長期借入金	13,412	8,993
繰延税金負債	5,148	10,759
退職給付引当金	7,029	6,691
その他	1,106	1,110
固定負債合計	26,696	27,554
負債合計	215,258	211,492

(単位：百万円)

当第3四半期連結会計期間末
(平成20年12月31日)

前連結会計年度末に係る
要約連結貸借対照表
(平成20年3月31日)

純資産の部		
株主資本		
資本金	9,699	9,699
資本剰余金	10,039	10,017
利益剰余金	168,467	165,664
自己株式	△5,384	△5,342
株主資本合計	182,822	180,039
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	10,240	18,613
繰延ヘッジ損益	△33	△20
為替換算調整勘定	△1,859	1,922
評価・換算差額等合計	8,347	20,515
新株予約権	235	183
少数株主持分	7,653	7,639
純資産合計	199,058	208,377
負債純資産合計	414,317	419,869

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)	
売上高	574,971
売上原価	517,438
売上総利益	57,532
販売費及び一般管理費	※ 45,563
営業利益	11,968
営業外収益	
受取利息	203
受取配当金	1,050
持分法による投資利益	378
その他	868
営業外収益合計	2,501
営業外費用	
支払利息	751
その他	356
営業外費用合計	1,108
経常利益	13,361
特別利益	
固定資産売却益	13
投資有価証券売却益	19
特別利益合計	33
特別損失	
固定資産売却損	40
固定資産廃棄損	415
投資有価証券売却損	0
投資有価証券評価損	1,918
特別損失合計	2,374
税金等調整前四半期純利益	11,020
法人税、住民税及び事業税	6,031
法人税等調整額	△1,622
法人税等合計	4,408
少数株主利益	592
四半期純利益	6,018

【第3四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

当第3四半期連結会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)	
売上高	190,349
売上原価	171,869
売上総利益	18,479
販売費及び一般管理費	※ 15,412
営業利益	3,067
営業外収益	
受取利息	57
受取配当金	417
持分法による投資利益	37
その他	369
営業外収益合計	883
営業外費用	
支払利息	263
その他	175
営業外費用合計	438
経常利益	3,511
特別利益	
固定資産売却益	7
投資有価証券売却益	0
特別利益合計	8
特別損失	
固定資産売却損	2
固定資産廃棄損	372
投資有価証券評価損	1,845
特別損失合計	2,220
税金等調整前四半期純利益	1,299
法人税、住民税及び事業税	628
法人税等調整額	△4
法人税等合計	624
少数株主利益	362
四半期純利益	312

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純利益	11,020
減価償却費	3,917
退職給付引当金の増減額（△は減少）	337
前払年金費用の増減額（△は増加）	1,520
受取利息及び受取配当金	△1,254
支払利息	751
為替差損益（△は益）	△133
投資有価証券評価損益（△は益）	1,918
売上債権の増減額（△は増加）	△2,119
たな卸資産の増減額（△は増加）	△5,794
仕入債務の増減額（△は減少）	8,636
その他	186
小計	18,987
利息及び配当金の受取額	1,477
利息の支払額	△715
法人税等の支払額	△7,198
営業活動によるキャッシュ・フロー	12,550
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△8,255
有形固定資産の売却による収入	52
投資有価証券の取得による支出	△837
投資有価証券の売却による収入	564
短期貸付金の増減額（△は増加）	△88
無形固定資産の取得による支出	△823
その他	△390
投資活動によるキャッシュ・フロー	△9,776
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額（△は減少）	△340
長期借入れによる収入	5,020
配当金の支払額	△3,215
少数株主への配当金の支払額	△207
その他	△20
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,236
現金及び現金同等物に係る換算差額	△3,193
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	816
現金及び現金同等物の期首残高	23,486
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 24,303

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

<p>当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)</p>
<p>会計処理の原則及び手続の変更</p> <p>(1)重要な資産の評価基準及び評価の方法の変更 たな卸資産 通常の販売目的で保有するたな卸資産の評価については、従来、主として低価法によっておりましたが、第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号平成18年7月5日）が適用されたことに伴い、原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）により算定しております。これにより、当第3四半期連結累計期間における、売上総利益、営業利益、経常利益、税金等調整前四半期純利益はそれぞれ617百万円減少しております。 なお、セグメント情報に与える影響については、当該箇所に記載しております。</p> <p>(2)「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用 第1四半期連結会計期間より「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」（実務対応報告第18号 平成18年5月17日）を適用し、連結決算上必要な修正を行っております。 なお、当第3四半期連結累計期間において、この変更による損益への影響はありません。</p> <p>(3)リース取引に関する会計基準の適用 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成5年6月17日（企業会計審議会第一部会）、平成19年3月30日改正））及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成6年1月18日（日本公認会計士協会 会計制度委員会）、平成19年3月30日改正））が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度に係る四半期連結財務諸表から適用することができることになったことに伴い、第1四半期連結会計期間からこれらの会計基準等を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 なお、リース取引開始日が適用初年度前のリース取引で、これらの会計基準に基づき所有権移転外ファイナンス・リース取引と判定されたものについては、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 当第3四半期連結累計期間において、この変更による損益への影響はありません。</p>

【四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)
税金費用の計算 一部の連結子会社におきましては、当第3四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

【追加情報】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)
(有形固定資産の耐用年数の変更) 当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正を契機に機械装置を中心に経済的耐用年数等を勘案の上、実態に則した耐用年数への見直しを図り、第1四半期連結会計期間より、機械装置について改正後の法人税法に基づく耐用年数に変更しております。 なお、当第3四半期連結累計期間において、この変更による損益への影響は軽微であります。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)												
※1 有形固定資産の減価償却累計額 51,486百万円	※1 有形固定資産の減価償却累計額 49,602百万円												
※2 担保資産 担保に供されている資産で、企業集団の事業の運営において重要なものであり、かつ、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められるものは、次のとおりあります。	※2 担保資産												
<table> <tr> <td>土地</td> <td style="text-align: right;">671百万円</td> </tr> <tr> <td>投資有価証券</td> <td style="text-align: right;">1,217</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td style="text-align: right;"><u>1,889</u></td> </tr> </table>	土地	671百万円	投資有価証券	1,217	計	<u>1,889</u>	<table> <tr> <td>土地</td> <td style="text-align: right;">671百万円</td> </tr> <tr> <td>投資有価証券</td> <td style="text-align: right;">3,614</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td style="text-align: right;"><u>3,226</u></td> </tr> </table>	土地	671百万円	投資有価証券	3,614	計	<u>3,226</u>
土地	671百万円												
投資有価証券	1,217												
計	<u>1,889</u>												
土地	671百万円												
投資有価証券	3,614												
計	<u>3,226</u>												
3 保証債務 取引先等の銀行借入等に対する債務保証額は410百万円です。 また、従業員の住宅資金の借入保証に対する債務保証額は92百万円です。	3 保証債務 取引先等の銀行借入等に対する債務保証額は130百万円です。 また、従業員の住宅資金の借入保証に対する債務保証額は126百万円です。												
4 手形割引高及び裏書譲渡高 輸出手形割引高 220百万円 裏書譲渡高 395	4 手形割引高及び裏書譲渡高 輸出手形割引高 266百万円 裏書譲渡高 207												
※5 無形固定資産には「のれん」(当第3四半期連結会計期間204百万円)が含まれて表示されております。のれん及び負ののれんは、相殺表示しております、相殺前の金額は次のとおりあります。	※5 無形固定資産には「のれん」(当連結会計年度251百万円)が含まれて表示されております。のれん及び負ののれんは、相殺表示しており、相殺前の金額は次のとおりあります。												
<table> <tr> <td>のれん</td> <td style="text-align: right;">233百万円</td> </tr> <tr> <td>負ののれん</td> <td style="text-align: right;">28</td> </tr> <tr> <td>差引</td> <td style="text-align: right;"><u>204</u></td> </tr> </table>	のれん	233百万円	負ののれん	28	差引	<u>204</u>	<table> <tr> <td>のれん</td> <td style="text-align: right;">310百万円</td> </tr> <tr> <td>負ののれん</td> <td style="text-align: right;">59</td> </tr> <tr> <td>差引</td> <td style="text-align: right;"><u>251</u></td> </tr> </table>	のれん	310百万円	負ののれん	59	差引	<u>251</u>
のれん	233百万円												
負ののれん	28												
差引	<u>204</u>												
のれん	310百万円												
負ののれん	59												
差引	<u>251</u>												
※6 四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理につきましては、手形交換日をもって決済処理しております。 なお、当第3四半期連結会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期連結会計期間末日満期手形が四半期連結会計期間末残高に含まれております。													
<table> <tr> <td>受取手形</td> <td style="text-align: right;">2,736百万円</td> </tr> <tr> <td>支払手形</td> <td style="text-align: right;">707百万円</td> </tr> </table>	受取手形	2,736百万円	支払手形	707百万円									
受取手形	2,736百万円												
支払手形	707百万円												

(四半期連結損益計算書関係)

第3四半期連結累計期間

当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)	
※ 販売費及び一般管理費の主なもの	
荷造及び発送費	7,260百万円
従業員給料及び賞与	14,206百万円
賞与引当金繰入額	1,153百万円
退職給付費用	2,447百万円
貸倒引当金繰入額	604百万円
役員賞与引当金繰入額	124百万円

第3四半期連結会計期間

当第3四半期連結会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)	
※ 販売費及び一般管理費の主なもの	
荷造及び発送費	2,453百万円
従業員給料及び賞与	6,200百万円
賞与引当金繰入額	1,153百万円
退職給付費用	796百万円
貸倒引当金繰入額	171百万円
役員賞与引当金繰入額	30百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)	
※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年12月31日現在)	
現金及び預金	24,303百万円
預入期間が3か月超の定期預金	—
現金及び現金同等物	24,303百万円

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成20年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日至 平成20年12月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第3四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	138,408,285

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当第3四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	9,849,237

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	当第3四半期 連結会計期間末残高 (百万円)
提出会社	平成18年新株予約権	123
提出会社	平成19年新株予約権	59
提出会社	平成20年新株予約権	52
合計		235

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	2,186	17	平成20年3月31日	平成20年6月27日
平成20年10月30日 取締役会	普通株式	利益剰余金	1,028	8	平成20年9月30日	平成20年12月8日

(2) 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

5 株主資本の著しい変動に関する事項

該当事項はありません。

(有価証券関係)

当第3四半期連結会計年度末（平成20年12月31日）

その他有価証券で時価のあるものが、企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められます。

種類	取得原価 (百万円)	四半期連結貸借対照表 計上額(百万円)	差額 (百万円)
(1) 株式	18,036	34,710	16,673
(2) 債券			
国債等	14	14	0
合計	18,051	34,725	16,674

(注) 表中の「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。なお、当第3四半期連結累計期間において、その他有価証券で時価のあるものについて1,918百万円減損処理を行っております。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第3四半期連結会計期間(自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)

	化成品 (百万円)	合成樹脂 (百万円)	電子 (百万円)	ライフ サイエンス (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高								
(1) 外部顧客に 対する売上高	63,282	70,396	40,821	15,483	365	190,349	—	190,349
(2) セグメント間の内部 売上高	3	47	158	7	1,304	1,520	(1,520)	—
計	63,285	70,444	40,979	15,491	1,670	191,870	(1,520)	190,349
営業利益	1,103	1,074	558	193	53	2,983	83	3,067

当第3四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)

	化成品 (百万円)	合成樹脂 (百万円)	電子 (百万円)	ライフ サイエンス (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高								
(1) 外部顧客に 対する売上高	204,110	204,935	121,020	43,702	1,201	574,971	—	574,971
(2) セグメント間の内部 売上高	43	144	246	23	3,828	4,286	(4,286)	—
計	204,153	205,079	121,267	43,726	5,030	579,257	(4,286)	574,971
営業利益	5,065	3,068	3,144	283	149	11,712	256	11,968

(注) 1. 事業の区分は社内管理上使用している区分によっております。

2. 各区分の主な商品

(1) 化成品

染料、染料用助剤、情報記録紙関連商品、製紙用化学品、石油化学製品、合成化学原料、顔料、塗料、インキ用原料、化粧品・トイレタリー用原料

(2) 合成樹脂

熱可塑性樹脂、熱硬化性樹脂、合成ゴム、無機材料、副資材、合成樹脂製品、合成樹脂関連機器・装置・金型

(3) 電子

L C D ・半導体前工程用材料及び装置、L S I アセンブリ材料及び装置、電子精密研磨剤、通信デバイス、低温・真空機器、外観検査機、高機能エポキシ樹脂

(4) ライフサイエンス

医薬・農薬原料、研究用試薬、検査薬、酵素剤、バイオ関連商品、放射線測定サービス、化粧品、健康食品、美容食品

(5) その他

物流サービス、情報処理サービス、職能サービス

3. 「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更 会計処理の原則及び手続の変更 (1)

重要な資産の評価基準及び評価の方法の変更 たな卸資産」に記載のとおり、通常の販売目的で保有するたな卸資産の評価については、従来、主として低価法によっておりましたが、第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日)が適用されたことに伴い、原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)により算定しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べ、当第3四半期連結累計期間における営業利益は「化成品」が148百万円、「合成樹脂」が26百万円、「電子」が185百万円、「ライフサイエンス」が256百万円減少しております。

【所在地別セグメント情報】

当第3四半期連結会計期間(自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)

	日本 (百万円)	北東 アジア (百万円)	東南 アジア (百万円)	北米 (百万円)	欧州 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高								
(1) 外部顧客に 対する売上高	113,583	44,033	22,838	5,218	4,674	190,349	—	190,349
(2) セグメント間の内部 売上高	15,367	4,988	940	399	1,129	22,825	(22,825)	—
計	128,951	49,021	23,779	5,617	5,804	213,174	(22,825)	190,349
営業利益	753	1,539	554	84	124	3,057	9	3,067

当第3四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)

	日本 (百万円)	北東 アジア (百万円)	東南 アジア (百万円)	北米 (百万円)	欧州 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高								
(1) 外部顧客に 対する売上高	366,837	117,415	63,744	15,209	11,763	574,971	—	574,971
(2) セグメント間の内部 売上高	52,705	11,726	2,148	1,347	3,198	71,125	(71,125)	—
計	419,543	129,141	65,892	16,557	14,961	646,096	(71,125)	574,971
営業利益	5,391	4,004	1,859	199	439	11,894	73	11,968

(注) 1. 国又は地域の区分の方法は、地理的近接度によっております。

2. 各区分に属する主な国又は地域

- (1) 北東アジア 台湾、中国
- (2) 東南アジア シンガポール、タイ
- (3) 北米 米国、カナダ
- (4) 欧州 ドイツ

3. 「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更 会計処理の原則及び手続の変更

(1) 重要な資産の評価基準及び評価の方法の変更 「たな卸資産」に記載のとおり、通常の販売目的で保有するたな卸資産の評価については、従来、主として低価法によっておりましたが、第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日)が適用されたことに伴い、原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)により算定しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べ、当第3四半期連結累計期間における営業利益は「日本」が617百万円減少しております。

【海外売上高】

当第3四半期連結会計期間(自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)

	北東アジア	東南アジア	北米	欧州・他	計
I 海外売上高(百万円)	51,948	26,342	5,980	6,034	90,306
II 連結売上高(百万円)					190,349
III 連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	27.3	13.8	3.1	3.2	47.4

当第3四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)

	北東アジア	東南アジア	北米	欧州・他	計
I 海外売上高(百万円)	147,184	74,210	17,544	16,327	255,266
II 連結売上高(百万円)					574,971
III 連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	25.6	12.9	3.1	2.8	44.4

(注) 1. 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

2. 国又は地域の区分の方法は、地理的近接度によっております。

3. 各区分に属する主な国又は地域

- (1) 北東アジア 台湾、中国
- (2) 東南アジア シンガポール、タイ
- (3) 北米 米国、カナダ
- (4) 欧州・他 ドイツ

(1 株当たり情報)

1 1 株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
1,487.02円	1,559.97円

2 1 株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益

当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)
1 株当たり四半期純利益 46.81円	1 株当たり四半期純利益 2.43円
潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益 46.81円	なお、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1 株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益の算定上の基礎

項目	当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)
1 株当たり四半期純利益		
四半期純利益(百万円)	6,018	312
普通株式に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株主に係る四半期純利益(百万円)	6,018	312
期中平均株式数(株)	128,574,556	128,563,905
潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益		
四半期純利益調整額(百万円)	—	—
普通株式増加数(株)	8,038	—
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益の算定に含まれなかつた潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要	—	—

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

第94期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）中間配当については、平成20年10月30日開催の取締役会において、平成20年9月30日の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議いたしました。

① 配当金の総額	1,028百万円
② 1株当たりの配当額	8円
③ 支払請求権の効力発生日及び支払開始日	平成20年12月8日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年2月12日

長瀬産業株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 荒井憲一郎 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 林由佳 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている長瀬産業株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、長瀬産業株式会社及び連結子会社の平成20年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の8第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成21年2月12日

【会社名】 長瀬産業株式会社

【英訳名】 NAGASE & CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 長瀬 洋

【最高財務責任者の役職氏名】 代表取締役 鶴岡 誠

【本店の所在の場所】 大阪市西区新町1丁目1番17号

【縦覧に供する場所】 長瀬産業株式会社 東京本社
(東京都中央区日本橋小舟町5番1号)

長瀬産業株式会社 名古屋支店
(名古屋市中区丸の内3丁目14番18号)

株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜1丁目8番16号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長 長瀬 洋及び当社最高財務責任者である代表取締役 鶴岡 誠は、当社の第94期第3四半期(自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。